

# 令和6年度地方税制改正の概要(県税関係)

以下の内容は、令和6年4月1日現在の法令等に基づくものです。

## 1 個人住民税(定額減税)

納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下の場合に限り、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施します。

## 2 法人事業税(外形標準課税の適用対象法人の見直し)

(1) 減資への対応【令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

外形標準課税の対象法人について、現行基準(資本金1億円超)を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とします。

(2) 100%子法人等への対応【令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とします。

## 3 不動産取得税

住宅及び土地に係る税率(本則4%)を3%にする特例措置を3年延長します。また、宅地評価土地(宅地や宅地並みに評価された土地)に係る課税標準を2分の1とする特例措置についても3年延長します。

## 4 軽油引取税

課税免除(免税軽油)の特例措置を3年(令和9年3月31日まで)延長します。

なお、令和7年4月1日以降は、船舶のうち、専らレクリエーションの用(レクリエーションの事業の用を除く。)に供する船舶(いわゆる「プレジャーボート」)を適用対象から除外します。